



# 雇用維持のための救済措置の状況と今後について

**2020年7月8日**

講師: 佐藤ジルセウ弁護士

主催: **JETRO** サンパウロ  
協力: ブラジル日本商工会議所  
在サンパウロ日本総領事館

## 企業救済・雇用保護措置

ブラジル政府と国会が3月20日緊急事態宣言をしてから早3ヵ月半が過ぎようとしています。

この期間中、「外出自粛及び不要不急の職種の閉鎖」が命じられ、多くの企業は活動をストップし、売り上げが急落したため、経費削減のために従業員の解雇を余技なくされる事態が発生したことは皆様ご存知のとおりです。

この事態を打開するために政府は様々な「企業救済・雇用保護」措置を打ち出しました。



その中で最も効果を発揮したのは以下の2つです。

①労働法の柔軟化(MP 927号)

②勤務時間短縮と労働契約の一時停止(MP 936号)



## 暫定措置令 (MP) の性質

この2つの措置は「MP (暫定措置令)」という形で発令しました。

最初にMPの性質をレビューして見ましょう。



# 法律 (Lei) と暫定措置令 (MP) の違い

## ブラジルの立法手続き

Lei (法律)

PL(法案) → 国会 → 大統領 → 官報公示  
→ Leiの成立・発効

例: PL 1179/2020、Lei 13.467/2020

MP (暫定措置令)

大統領によるMPの発令 → 官報公示 → 即日発効 → 国会  
(MPの有効期間は60日間。1回延長可能で最高120日。その間に国会が審議する)  
→ 大統領の裁可 → 官報公示 → 法律(Lei)として成立

例: MP 936/2020 → Lei 14.020/2020

# 「企業救済・雇用保護」措置

①労働法の柔軟化 (MP 927号)

②勤務時間の短縮と労働契約の一時停止 (MP 936号)



## ①労働法の柔軟化 (MP 927号)

- テレワーク
- 年次有給休暇
- 集団休暇
- 祝日の前倒し消化
- 勤務時間振替制度(タイム・バンク)
- 産業医の健康診断書の省略
- FGTS積立期日の延期



# MP 927号の状況

- 3月22日に発令
  - 6月17日に下院議会で可決
  - 7月8日現在上院議会で審議中
  - (未定)大統領の裁可及び官報公示
- 
- STFでの違憲裁判
  - 4月29日にSTFで違憲裁判がありMP927号の29条と31条が違憲として削除されたが、残りの条項は認められた。





## MP927号の今後の見通し

- 上院議会での可決され、大統領の裁可を経て、法律として確定する。
- 効果は2020年12月31日まで



# 「企業救済・雇用保護」措置

①労働法の柔軟化 (MP 927号)

②勤務時間の短縮と労働契約の一時停止 (MP 936号)



## 救済措置の活用状況（7月7日現在）

MP936号の救済措置の適用を受けた労働者数は、2020年7月7日現在で11,143,337人\*である。（経済省HP調べ）

ブラジルの民間部門の正規労働者数は約33,000,000人とされているので、民間の全労働者の3人に1人がMP936号の恩恵を受け雇用を維持したことになる。

\*経済省ホームページから引用



## MP 936号の状況

- 4月1日に発令
- 5月28日に下院議会で可決
- 6月16日に上院議会で可決
- 7月6日に大統領が裁可
- 7月7日に官報公示され、法律14.020/2020号として確定した。



## MP 936号の状況

- STFでの違憲裁判
- ・4月6日にSTFのRicardo Lewandowski判事の単独決定で「MP 936号の救済措置の導入の全てのケースにおいて組合の合意が必要」と決定した。
- ・4月17日のSTFの本会議でRicardo Lewandowski判事の単独決定は7x3票で退かれ、「組合合意の必要性」に関してはMP936号の本来のルールが復活した。



# 労働者組合の合意の必要性

導入する措置	労働者の給料額	組合合意の必要性
・勤務時間短縮が25%以下の場合	給料額とは関係なく	ない
・勤務時間短縮が25%かそれ以上(50%、70%、他)の場合と労働契約の一時停止の場合。	①給料R\$ 2,090.00まで(2019年度の会社の売上げが480万リアル以上の場合)	・ない
	②給料R\$ 3,135.00まで(2019年度の会社の売上げが480万リアルかそれ以下の場合)	・ない
	③前記①②～R\$ 12,202.12まで	・ある
	④給料R\$ 12,202.12以上で大卒の場合	・ない

・組合合意が不要な場合には会社と従業員間の「個別契約」で緊急措置を導入し、組合へは「10日以内に通知する」だけでよい。

・根拠は法律14,020/2020号(旧MP 936号)12条

## 救済措置が延長された場合の内容

(今日7月8日現在はまだ予想です)

救済措置	現在の活用 可能期間	延長された場合 の活用可能期間
・労働契約の一時停止	最長60日間	+ 最長60日
・勤務時間の短縮/減給	最長90日間	+ 最長30日
・両制度の複合的利用	最長90日間	新旧合わせて合 計で最長120日

## 救済措置の延長の可能性について

- ・国会はMP936号の審議の際に「大統領は国会の承認無しでMP 936号の救済措置を延長できる」と言う条項を追加した。
- ・そのため、大統領は「政令」を発動してMP936号の救済措置を延長する権限を持っている。





## 救済措置の延長の可能性について

- 経済省のPaulo Guedes大臣は7月6日のテレビ番組で「救済措置を延長する」と述べた。
- 経済省労働厚生局のBruno Bianco局長は7月7日のテレビのインタビューで「救済措置の延長の準備はほぼ出来ている。後は詳細を詰めるだけ」と語り「近日中、遅くても今週中には政令を発表する」と明言した。



# 終わり

ご静聴ありがとうございました



# FATOR法律事務所

Avenida Paulista, 2.073

Edif. Horsa II, conj.1702

(11) 3373-7487

[fatortributaria@uol.com.br](mailto:fatortributaria@uol.com.br)

